第４４回新開発食品調査部会　議事録

≪２．特定保健用食品の表示許可に係る調査審議≫

【継続審議品目】
（１）「黄金烏龍茶」「日本のお茶」（株式会社伊藤園）

〇受田部会長　それでは、個別品目の表示許可に係る審議に入りたいと思います。

　初めは継続審議品目の株式会社伊藤園の黄金烏龍茶、日本のお茶の２品でございます。２品を一括で御審議をお願いしたいと思います。

　事務局、よろしく御説明をお願いいたします。

〇消費者委員会事務局　お手元の資料１をごらんください。ここに黄金烏龍茶、日本のお茶にかかわる審議経過をまとめております。この２品は平成29年10月16日に諮問されまして、11月６日、第39回第一調査会で御審議いただきました。その結果から、12月21日の第43回の調査部会で御審議されたという経緯になっております。

　43回の部会では、その下にございますように表示に関しまして４点の指摘が出されまして、継続審議となっているという状況でございます。

　指摘事項の内容ですけれども、まず１点目、表示許可が、本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪をつきにくくさせるのが特徴です。体脂肪が気になる方に適していますとなっているが、この「体脂肪が気になる方」では対象者が不明確なので「体脂肪が多い方」や「体脂肪が多めの方」のように変更されたいということでございます。

　２点目、１と同様のことがキャッチコピーにも書かれておりますので、このキャッチコピーの対象者も不明確なので、「茶カテキンで脂肪の吸収を抑える」というキャッチコピーの後に対象者の記載を追加されたいという内容です。

　３点目、「カテキンはお茶に含まれる健康成分であり」とあるが、健康成分という表現には一般的な定義もないため、消費者に誤認を与えることが懸念されることから、「カテキンはお茶に含まれる成分であり」と変更されたいということです。

　４点目、成分表示に「茶カテキン280mg、ガレート型カテキン250mg」とあるが、ガレート型カテキン250mgは茶カテキン280mgの一部であることがわかるような表示に変更されたいという御指摘でございました。

　これに対しまして、お手元に緑のクリアファイルがあるかと思いますが、申請者から回答が寄せられております。

　最初に回答書の本文がございますが、末尾にこの指摘に対する回答内容を盛り込みました２品の表示見本がついておりますので、そこをあけてごらんいただけますでしょうか。２品とも同じ指摘内容になっておりますが、まず１点目は、許可表示文言につきまして、末尾が申請時は「体脂肪が気になる方に適しています」という言葉だったのですけれども、指摘のほうは、これでは対象者が不明確なので「体脂肪が多い方」あるいは「体脂肪が多めの方」のように変更されたいという指摘でございました。それに対しまして申請者からは、「体脂肪が高めの方の食生活の改善に役立ちま

す」という文言に変更したいという回答が寄せられています。

以上が１点目の指摘と回答です。

２点目は、この対象者が不明確であるということが、キャッチコピーについても同様であるという御指摘でございます。ラベルの上のほうに黄金烏龍茶は赤字で「茶カテキンで脂肪の吸収を抑える」とだけ書かれておったのですけれども、これでは対象者が不明確という指摘に対しまして、申請者からはその下に括弧つきですけれども、「体脂肪が高めの方に」という許可表示文言と同じ言葉を追加記載するという回答が寄せられています。

３点目、これは表示見本の左側に縦長の黄色い四角の枠がございまして、赤文字で書かれている部分がございますが、ここに当初は「カテキンはお茶に含まれる健康成分であり」となっておったわけです。この健康というのが不適切ではないかという御指摘で、これに対しましては健康という２文字を削除しますということで、変更後は「カテキンはお茶に含まれる成分であり」という文言にするという回答内容でございます。

４点目、黄金烏龍茶では今の下になります。日本のお茶では一番左端になりますけれども、栄養成分表示の欄です。当初は茶カテキン280mg、ガレート型カテキン250mgという並行するような形で書かれておったのですが、このガレート型カテキンというのは茶カテキンの一部であろうという指摘でございまして、それがわかるような書き方に直してほしいという指摘でございました。

回答といたしましては、ガレート型カテキンが茶カテキンの一部であることがわかるような表示に変えますということで、具体的にはそこにございますように茶カテキン280mg、この後に印をつけまして、同じ印で「ガレート型カテキン250mgを含む」という一文をつけるという書き方に改める。そういった回答になっております。

指摘と回答内容は以上でございます。

○受田部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまこちらが申請者に対してお出しした指摘事項、この４つに対する対応をどのように施されたかということで御紹介いただきました。

これから委員の皆様に御意見をいただきたいと思うのですけれども、まず今の御説明からおわかりのとおり、指摘事項（３）そして（４）、すなわち健康成分をただの成分へ、健康を削除したという点。それから、ガレート型カテキンを茶カテキンの中身として一部であるように文言を修正した。これはこの部会の指摘事項をしっかりそのまま修正に反映をしていると判断できると思うのですけれども、この点はよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうなりますと、指摘事項（１）と（２）が関連しておりますけれども、対象を明確にするということから「気になる」という表現を「体脂肪が高めの方」というふうに、こちらとしては「多め」あるいは「多い」という表現を指摘し、変更すべしというふうに挙げているわけですけれども、申請者からは修正を施すとした上で「高めの方」という表現にしたいという回答があったということでございます。要は「多い」という表現、それから「高い」という表現、これをどのように理解したらいいのか。ここがポイントかと思います。

ここからは委員の皆様から自由に御発言をいただいて、「多めの方」「多い方」というのがこち

らの指摘、そして指導でございますので、それをさらに申請者に対して指摘をしていくのか、あるいは「高めの方」という表現で部会として納得をしていくのかという点で御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

「高め」と「多い」というのがどういうふうに違うのかということなのですけれども、例えば私見として私自身の感じるところは、量に対しては多い・少ない、例えば物差しの中でのあるポイントを示す場合には高い・低いというふうに普通使い分けているように思います。そのときに体脂肪というものを量として見るのか、物差しの１点として見ていくのか、体脂肪率が高めということであれば、今のような使い分けにふさわしいような気がいたしますけれども、それが量的な体脂肪に対して高めと来ているところに違和感がないのか、あるいは消費者の方々に対して混乱を来さないのか、誤認に導かないのかといったような点で御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、志村委員、お願いいたします。

○志村委員　この手の文言を仮に使ったときに、消費者庁が体脂肪が高めという表現、これをつくり出したという感じになってしまう気がするのです。一般に言われているように多めではまずいという理由はどういうところにあるのか。事務局等からお教えいただければと思います。

○受田部会長　多めにしない理由という、これは事業者サイドから「多め」を避けて「高め」というふうに回答してきているということかと思いますが、今の点に関してはこれまで表示許可されている特保についての情報も必要かと思うのですけれども、実は事務局で表示許可された体脂肪あるいはその関連のものについて「気になる」とか「高め」とか「多め」というのを整理していただいて、どれぐらいの先行事例があるかというのをリストにしていただいています。それをごらんいただきながら、その説明を事務局の回答にしたいと思うのですけれども、お配りいただけますでしょうか。

後でリストが回ってくるのですけれども、実は体脂肪に関して「多め」という表現は先行事例がない。血中脂肪に関しても「多め」という表現がないようです。体脂肪に関しては「気になる」というのが113あって、「高め」も「多め」もないというような形で、今回「多め」にするのか「高め」にするのかという話になってくると、どちらも初めての事例になるというのが、整理していただいたこれまでの特保に関する表示許可の実績のようでございます。

まず今、志村委員からの御質問に関しては、実績はこうなっているというところで御紹介をさせていただきたいと思いますが、お答えになっていますでしょうか。

○志村委員　はい。

○受田部会長　ほかにいかがでしょう。今お手元にお配りした表示許可における対象者の表現に関して、これをごらんいただいた上で御発言いただいて結構でございます。

○久代委員　部会長の意見に賛成です。体脂肪自体が高い、低いということは一般的に言わないと思います。コレステロールとか血圧は数値であらわすので高め・低めでいいと思いますけれども、体脂肪が「高い」と言うと位置を示す意味もあるので混乱を招くのではないかと思います。体脂肪率であれば「高め」でよいですが、体脂肪であれば多い・少ないで表現するのが適切と思います。

○受田部会長　ただいまの意見は「多め」あるいは「多い方」、こちらから指摘した表現が好ましいのではないかという御発言でございました。
　ほかの委員の皆様いかがでしょうか。
○戸部委員　私としては「気になる」という表現よりも「高め」「多め」のほうが客観性を帯びているなと思うのですが、一方、体脂肪が多いという基準はあるのでしょうか。
○受田部会長　ただいまの御質問に関してはいかがでしょうか。前回もこういった「気になる」という主観的な表現が、対象者に対して適切に訴求しているかどうかということを含めて、より客観的にというお話で今に至っていますので、戸部委員からの御質問は、その点に関して見たときに体脂肪が多いというのはある意味、消費者側から見たときに何をもって自覚をするか。自分が対象者であるかどうかというのはなぜわかるのか。その基準も含めてということですね。
　これについては多分、BMIであったり、腹囲であったりというようなところが、一般的な消費者サイドからすれば１つの物差しになってくるのではないかと思うのです。つまりこういう表現をしたときの対象者というのは、市場においてすぐに認知できるのかどうか、理解できるのかどうかという質問です。これに関してはどうですか。
○消費者委員会事務局　体脂肪という量的なものに関しての基準というのは恐らく、わかる範囲ではないと思うのですが、体脂肪率という基準についてはもちろん国等から出ています。
○受田部会長　ということは、体脂肪率を肥満度といいますか、一定の値を超えた方が対象であるということをこの表現だったら示すことになるわけですよね。要はその閾値というか、ボーダーはどこかということが明確になっていないといけないということになるわけですけれども、要はあれですね。血圧だったらグレーゾーンで140とか、そういう明確なボーダーがあって、それを市場の側、消費者の側がある物差しで見たときに、自分がその対象であるかどうかという、それだけ認知されているかどうかということも含めてですよね。
○消費者庁食品表示企画課　参考になるかどうかわからないのですけれども、特保の申請に当たってどういうデータをとればよいかという留意事項について次長通知で示しておりまして、その中にもちろん体脂肪関係でもどういった方々を被験者として集めて、その有効性を判定するかというのを示しております。その中で被験者の対象は肥満度で見ておりまして、その評価域といいますか、どういった集団をとるかというところについてはBMIで被験者を集めることにしております。BMIというのは知っている人には自分で計算することができるという指標かと思いますが、これ自体、高い・低いという線引きもございますし、もしも自分が数値的に高いということであれば、間接的にではありますけれども、自分の体に体脂肪が多いのではないかと消費者のほうでも自覚し得るのではないかと考えております。
○受田部会長　今のお答えでいくと、BMIが具体的に閾値として幾ら、あるいは肥満度が１とか２という表現もしますけれども、その数値を一般の方々がしっかり認識しているかどうか。この許可表示自体がそこをしっかり対象者として明示していることになるのかどうかというところがポイントになるかと思いますが、戸部委員、いかがでしょうか。
○戸部委員　ありがとうございます。今のBMIとか肥満度とか、そういったようなところから読み

かえて体脂肪というところなのだろうなと思うのですが、その読みかえができるかどうかということと、高めと多めの違いの認識で、どちらが消費者にとってばらつきが大きくなるかというのはわからないですけれども、今の話をお伺いしていると私は高め・多めというのはどちらでもいいかなと思います。特にそこを読みかえたからといって安全性には問題はないと思います。
○受田部会長　ありがとうございます。対象としてBMIあるいは肥満度という物差しに沿って対象者が明確になっていくという点を踏まえて、体脂肪が高めでも多めでもどちらでも構わないという御意見でございました。
　木戸委員、お願いします。
○木戸委員　恐らく部会長がおっしゃるように、これは体脂肪なのか体脂肪率なのかで、その後につく用語が違ってくるのではないか。申請者も回答書にありますように、日本語として不適切であることを承知はしているようなのです。つまり脂肪というのは多い・少ないであって、高い・低いではないというのは承知した上で、高めということで使わせていただきたいということなのですが、事務局からの表現の資料については、脂肪とか血糖値、血圧、コレステロール等ですので、これは数値であって、高い・低いで問題なかろうと思います。頻度としては高めあるいはそれが多くなっているというのは間違いではなかったのではないかと思います。
　結論から言いますと、高めよりも多い・少ないという表現のほうが日本語的にも正しいのではないかと思います。
○受田部会長　ありがとうございます。
　できるだけわかりやすく、かつ、正確な表現という点で見ていくと、「多い」あるいは「多め」という表現が適切であるという御意見でございました。
　いかがでしょうか。どちらでも構わないという御意見が出て、あるいは本来の「多い」「多め」が正確な使い方であるという御意見も複数出ております。
　もしここの部会で「多い方」「多めの方」という指摘を一度出して、そしてこう返ってきて、（１）～（４）のうち（１）と（２）がこれに該当するのですけれども、やはり「多い方」「多めの方」に統一をすべしということでお返しするというのも、１つの結論と考えてよろしいのでしょうか。
○消費者委員会事務局　それは問題ない結論かと考えます。
○受田部会長　大野委員、お願いします。
○大野委員　若干混乱させるようで申しわけないのですけれども、もともと「気になる」という語が適切ではないのではないかと指摘したのは、本人がやせている人でも何となく感覚的に自分は太めであると気にしているとか、そういう人が結構いるわけです。そういうことがあって、「気になる」は表現を変えたほうがいいのではないかということだったと思うのですけれども、今の申請者の指摘を聞いて読み直してみると、「多め」というのは「気になる」ということと余り変わらないのではないか。お尻を見て、自分も多めになってきたなと、そういう感覚的な表現とかなり近いということで、もともと出した意図からすれば客観的な指標で評価したほうがいいのではないか。客観的な指標でもって臨床試験もやっていますし、高めの人に大体効果が出ているわけなので、そういう意味では「高め」で、もし徹底するようだったら「体脂肪率が高めの方」とお願いしたらより

正確になるし、これから継続しても恥ずかしくないような表現になるのかなという感じがいたします。

○受田部会長　ありがとうございます。

　ではまた意見をいただきたいと思います。

○久代委員　この食品で行われた試験はBMIが24以上あるいは25以上の人たちが対象として選択されています。体脂肪率で選んでいるわけではないので、摂取が適切な対象は、正確にはBMIで表現することになると思います。しかし、特保ではBMIでは表記していません。体脂肪について「気になる」から「多め」になって、表現の仕方は一歩前進していますので、私はそれでいいのではないかなと思います。

○受田部会長　ということは、「体脂肪が高めの方」という今、修正後の案でも構わないということですか。

○久代委員　体脂肪であれば「多め」のほうが良いと思います。「体脂肪が高め」と言うと下についていると低くて上のほうについていると高めという誤解も招くのではないかという気もします。

○受田部会長　新しい解釈が伺えました。要は誤解を招くということですね。そういう意味では「体脂肪が多い方」あるいは「多めの方」という、こちらから指摘した表現にもう一度指摘を出すという御意見だということになります。

　ほかにいかがでしょうか。そうしましたら、御意見は言っていただいたと思います。それで前回からの指摘については、「気になる」という表現が対象者として明確でないということがあって、より明確に対象者をしっかりと表示してお示しすることで「体脂肪が多い方」あるいは「多めの方」という指導をした。「気になる方」というのはまず改善しますという意思が反映されています。「多め」か「多い」そのどちらかに対してお答えは「高め」というふうに出てきました。ただ、部会としては「高い」という表現については、さらにその対象の方々に対して理解が十分に図られない懸念もあるということ。また、量と物差し、インディケーターで見たときの位置を示す言葉の適切な用語の表現から見たときに、体脂肪についてはやはり「多い方」あるいは「多めの方」のほうが好ましいという御意見がこの部会の結論であるということで、もう一度この指摘事項を申請者に提案するということで結論とさせていただこうかと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

　事務局いかがでしょうか。

○消費者委員会事務局　黄金烏龍茶、日本のお茶の審議結果について確認させていただきます。

　前回の部会で指摘が４つあったわけですけれども、指摘（３）と指摘（４）につきましては、今回出されました回答内容で了承するということでよろしいわけですね。

　指摘（１）と指摘（２）、「体脂肪が気になる方に」の部分を変更されたいということに関しましては、回答が寄せられておりますけれども、再度「体脂肪が多い方」あるいは「体脂肪が多めの方に」という文言に変更されたいという指摘を出すということでよろしいでしょうか。

○受田部会長　皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。

　これに関してそのように指摘をお返ししたときに、そのまま申請者側が「多い」あるいは「多め」

というふうに回答した場合に、また次回のこの部会において審議することになるのでしょうか。
○消費者委員会事務局　その扱いについてなのですけれども、指摘を出しまして、その回答内容を部会長のほうで御確認いただきまして、了承できる内容であれば部会として了承するという形、部会長預かりという形にさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。
○受田部会長　いかがでしょうか。こちらの再度の指摘事項にそのまま事業者の側、申請者の側が従うという形になれば、それをもって部会長預かりとして了承するという結論にしたいと思うのですけれども、御異論ございませんか。ありがとうございます。それでは、その旨、取り扱わせていただきます。どうもありがとうございました。